

経費の基準

公益財団法人車両競技公益資金記念財団

1. 助成の対象となる経費

(1) 実験費

ア 対象経費

①当該研究事業に直接使用する実験用の材料、薬品等の消耗品、データ解析委託費、論文投稿料、英文校正料、及び研究施設使用に係る経費を対象とします。

②当該研究事業に直接関係する専門的知識を有する者を当該研究事業の研究員として従事させるための経費（謝金）を対象とします。

なお、代表研究者・共同研究者は謝金の対象とはなりません

イ 限度額

データ解析委託費及び研究員のための経費以外の実験費は当財団の認めた額とし、データ解析委託費及び研究員のための経費についてはそれぞれ総事業費の10%以下、20%以下とします。

ウ 見積り

データ解析委託費について50万円を超える場合には2社以上から見積もりを徴収して下さい。特別な理由により見積合わせが困難、又は不利となる場合には、その理由書をご提出ください。

(2) 機器整備費

ア 対象経費

当該研究事業に直接使用する機器を購入する経費を対象とします。なお、申請は初年度のみを対象とし、機器の見積書、カタログ、仕様書を添付して下さい。

イ 限度額

総事業費の30%以下とします。

ウ 見積り

取引額1件50万円を超える場合には2社以上から見積もりを徴収して下さい。

なお特別な理由により見積合わせが困難、又は不利となる場合には、その

理由書をご提出ください。

(3) 間接費

以下の費目を対象とし、その合計は総事業費の20%以下とします。

ア 対象経費

①アルバイト料

資料整備等単純作業に従事させるときの経費を対象とし、限度額は1日当たり8,500円(交通費含む)とし、合計額が総事業費の10%以下とします。

②旅費

共同研究者間の当該研究事業に直接必要な打合せを行うとき及び当該研究事業に直接必要な学会に参加するときの旅費を対象とします。

対象経費は運賃、特急・急行・座席指定料金、日当、宿泊料、交通費(グリーン料金は対象外)、航空賃とします。

個々の金額はそれぞれの研究者の所属する機関の旅費規程を準用して算出して下さい。準用する旅費規程がない場合は、「国家公務員の旅費に関する法律」を準用して算出して下さい。

支給対象者は代表研究者、共同研究者並びに直接研究に参加する研究員とし、限度額は総事業費の8%以下とします。

③資料購入費

当該研究事業に直接必要な資料・図書又は情報を購入するための費用を対象とし、限度額は総事業費の5%以下とします。

④事務諸費

共同研究者との当該研究事業に直接必要な打合せを行うときの茶菓代、弁当代、会場・器材借上料、当該研究事業に直接必要な打合せ等に使用する資料の複写代、共同研究者との当該研究事業に直接必要な通信を行うときの費用及び研究に直接必要な事務用消耗品を対象とし、限度額は総事業費の5%以下とします。

2. 対象外経費

以下の経費については対象外とします。

(1) 海外旅費

(2) 所属機関に対する事務手数料

3. 理由書の提出

上記に定めた費目以外の申請及び限度額を越える申請並びに2年目以降の機器整備費の申請及び海外旅費の申請をやむを得ない理由で行う場合は、理由書を添付して下さい。